

研究機関名：東北大学

受付番号： 2015-1-475
研究課題名 前立腺癌の発生、進展過程の分子機構の研究
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 医学系研究科・分子病理学分野・准教授・福重真一
研究期間 西暦 2015 年 10 月（倫理委員会承認後）～2020 年 9 月
対象材料
■過去に採取され保存されている人体から取得した試料 ■病理材料（対象臓器名：前立腺      ）   □生検材料（対象臓器名：      ） ■血液材料   □遊離細胞   □その他（      ） ■研究に用いる情報 ■カルテ情報   □アンケート   □その他（      ） 対象材料の採取期間：西暦 1994 年 10 月～西暦 2015 年 9 月 対象材料の詳細情報・数量等： （対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。） 東北大学病院で 1994 年 10 月から 2015 年 9 月までの期間に前立腺癌で手術した患者を対象とします。本研究の対象患者の手術の際摘出された前立腺癌、ならびに健常部、転移巣、腹水、血液など約 50 検体を対象とします。
研究の目的、意義
前立腺癌は近年発症頻度が増加していますが、その分子発生機序には未解明の点が多く見られます。また、人種による発生頻度の違いも大きく、日本人と比べ、黒人における発生頻度は著しく高いことがわかっています。本研究では、日本人に発生した前立腺癌における遺伝子の構造的変化、発現的变化、エピジェネティックな変化を検討し、前立腺癌の組織発生や進展などとの比較を行い、発がん機構の解明の一助とします。現在、細胞株を用いた検討で、候補遺伝子を絞り込んでおり、臨床検体における変化の検討を加えたいと考えています。加えて、候補遺伝子の変化と予後や浸潤、転移などの臨床的事項についても検討を加え、将来的には、がん患者の診療に応用することも目標とします。
実施方法
本研究の対象患者の手術の際摘出された前立腺癌、ならびに健常部、転移巣、腹水、血液などを収集し、必要に応じて DNA、RNA、蛋白を精製し、発癌・進展に関与している可能性のある DNA メチル化異常遺伝子群の構造的変化、発現変化、エピジェネティックな変化の検討を行います。すでに細胞株での検討を進めており、候補遺伝子は絞られています。それを、過去の臨床検体で検証したいと考えています。また、研究の進行によっては免疫染色等も行うことが予想されています。患者さんの不利益を防止するための処置としては検体の連結可能匿名化をおこない、常に検体提供者の善意を大切に、本学倫理委員会の指針を遵守し研究を進めていきます。
研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法
ご希望があれば、他の患者さんの個人情報保護やこの研究に支障が生じない範囲内で、この研究の研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又はご覧いただくことができます。詳細は、下記、「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」までお問い合わせください。

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

実施責任者： 福重真一 仙台市青葉区星陵町 2-1  
東北大学大学院医学系研究科 分子病理学分野 准教授  
電話：022-717-8043